

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の 促進に関する施策の推進について

1 平成 29 年度第 3 回愛知県障害者施策審議会専門部会の開催について

○ 開催状況

- ・日 時 平成 29 年 11 月 28 日（火）午前 9 時 30 分～11 時 30 分
- ・場 所 愛知県本庁舎 6 階 正庁
- ・出席者 岩間委員、岡田委員、加賀委員、金政委員、亀井委員、黒田委員
中島委員、永田部会長、西尾委員、古家委員、牧野委員、水野委員
宮川委員、安田委員（14 名）

○ 議題及び報告事項

- ・議題
 - （1）普及啓発事業について
 - （2）愛知県障害者計画について
 - （3）第 5 期愛知県障害福祉計画の策定について

○主な内容及び意見は別紙 1～3

普及啓発事業について

○ 検討内容

- ・普及啓発イベントの内容について
- ・普及啓発リーフレットの内容について（専門部会に先立ち委員に伺ったご意見と修正案について）

○ 検討結果

- ・イベント、リーフレット（ワークシート）とも、下記のスケジュール、内容案をベースに、子どもに分かりやすく楽しめるものとなるよう、今後も委員に助言いただきながら詳細をつめていく。

[普及啓発リーフレット スケジュール]

- ・平成 29 年 11 月 28 日（火） 第 3 回愛知県障害者施策審議会専門部会で審議
- ・平成 29 年 12 月 5 日（火）～20 日（水）頃
愛知県/名古屋市 小・中・高、特別支援学校等学校校長会配布説明
- ・平成 29 年 12 月 15 日（金） チラシデザイン等校了
- ・平成 30 年 1 月中旬頃から学校等配布開始
※作成部数 50 万部（学校、市町村、図書館、生涯学習センター、障害者団体等に配布）
（配布方法）
- ・小学校は、児童 1 人につき 1 枚。配布時に先生から説明してもらえるような説明文を添える。なお、説明文は今後検討し、作成。（教育委員会にも相談）
- ・福祉実践教室の活用（県社協と調整）

[普及啓発イベント（案）について]

日時 平成 30 年 3 月 11 日（日）

会場 オアシス 21 銀河の広場（名古屋市東区栄）

趣旨 主に子どもやその保護者をターゲットに、手話言語や障害の特性に応じたコミュニケーション手段、手話言語・障害者コミュニケーション条例について知ってもらう。（※愛知県産業労働部が開催する障害者ワークフェアに併せ開催）

内容

- ・全盲の歌姫「若渚」さんによるトークと歌
- ・「若渚」さんの歌と豊田大谷高等学校ダンス部による手話を取り入れたダンスパフォーマンス（あいち聴覚障害者センター協力）
- ・明生会館盲人ホームによるあん摩、マッサージ体験（愛知県盲人福祉連合会協力）

- ・ALS について（仮）（日本 ALS 協会愛知県支部）

【産業労働部 障害者ワークフェア実施事業】

- ・盲導犬等の紹介、福祉車両の紹介、ポッチャ体験、職業技能競技の紹介、障害者雇用企業の紹介（オアシス 21 銀河の広場）等

【その他 障害福祉課 関連事業】

- ・あいちアール・ブリュット優秀作品特別展（愛知芸術文化センターB2 アートスペース X）

[普及啓発リーフレット（案）について]

- ・別紙 1-2 のとおり

※ 専門部会開催に先立ち、次頁のリーフレット（案）について、委員より意見を伺い、それをもとに専門部会での議論を深めた。

（事前照会での主な意見）

- ・色使い、文字の大きさ等が、見やすいものになるように。
- ・発達障害や障害特性が多様なので、サイコロのひとつのマスで表すことは難しい。
- ・視覚障害については、スポーツや料理などの場面を取り上げてよい。また、ガイドや声かけについても入れもらいたい。
- ・サイコロではなくすごろくなども子どもが楽しめる。
- ・継続的に使用できるよう、かるたや副読本などもよいのではないか。

《専門部会における主な意見》

- ・普及啓発イベントは、子どもや保護者が楽しめる内容となるようにしてもらいたい。
- ・普及啓発イベント時には、様々な障害について知ってもらえる内容になるとよい。
- ・リーフレットは、学年に応じた理解を促すためにも、学校での配布時に、教師がきちんと説明できることが重要。教師向けの説明を丁寧にしてもらいたい。
- ・今年は子どもを対象としているが、来年度以降、どこをターゲットに普及啓発を図っていくかの検討も今後必要となってくる。

手話言語

障がいにあった

コミュニケーションって!?

ルートヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェン
ドイツの音楽家。20代の頃から耳が聞こえなくなる。しかし、「運命」など世界的に有名な曲を作った。

ダメーです。私たちは普段、目で見て、耳で聴いて、会話を
して、コミュニケーションをします。ダメーです。ダメー
です。ダメーです。ダメーです。ダメーです。ダメーです。
ダメーです。ダメーです。ダメーです。ダメーです。ダメー

手、指の形で



ダメーです。力強くいきいきとした書きぶりで。〇〇〇との思
いがこめられています。若渚さんは目が見えません。手の感覚と
先生の声で位置を確かめながら書いています。

色と形で

動物たち。
表情も豊かでどこかかわいらしい。色づ
かいてもあざやかです。しかし、キラリンの
横にウマが・・・現実にはない形なので
す。知的に障害がありますが、色や形で、
色々なことを伝えてくれます。



「キラリンメスさん ウマオスさん」



「わ」

書の内容。

力強くいきいきとした書きぶりで
す。〇〇〇との思いがこめられて
います。この方は目が見えません。
手の感覚と先生の声で位置を確か
めながら書いています。

手の感覚と声で

いろいろな コミュニケーション

サイコロを作って
みんなでためしてみよう！

「○○○○○○」： 世界の地図

4

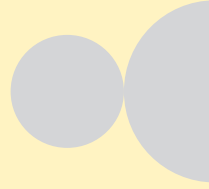
3 目と耳をふさいでみよう

ためしてみよう！

- 移動できるかな？
- 友達とのコミュニケーションはどうする？

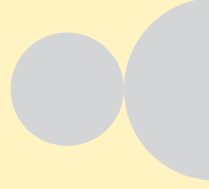
ヒント！ 手のひらに字を書いてもらおう

やってみよう！
手話言語



タミーです。手の指を伸ばし反対の手の甲へおろします。

ありがとう



タミーです。もう一度顔の近くまで移動します。

2 耳をふさいでみよう

ためしてみよう！

- 先生が呼んでいるけど？
- 学校のチャイムがわかるかな？

ヒント！ ジェスチャーや文字で伝えよう

6



ヘレン・アダムス・ケラー

1880年、アメリカ生まれ。小さいころに出した高熱のため、見えない、聞こえない、話せない三重苦になりました。しかし、世界各地を歴訪し、障がい者の教育や福祉のために尽力しました。手に文字を書くことを通じて、物事を理解していきました。

5

1

目を閉じてみよう

ためしてみよう！

- まっすぐ歩けるかな？
- 友達がどこにいるかな？

ヒント！ 声で伝えてもらおう。

点字

何て読むのかな？



音声コード

スマートフォンで読み取ると、
話しますよ！（Uni-Voice）



協力

愛知県障害者計画について

○ 検討内容

- ・計画の内容について（専門部会に先立ち委員に伺ったご意見と修正案について）

○ 検討結果

- ・下記スケジュールにより、委員意見を踏まえた修正案（別紙）をもとに、県庁内関係部署等との調整を進める。

〔専門部会に先立ち、計画たたき台についていただいた主な意見〕

（全体・趣旨や方針に関すること）

- ・「手話言語」と「障害の特性に応じたコミュニケーション」を分けて考えたほうがよい。
- ・ろう児が手話言語を獲得できる場が必要。
- ・視覚障害者にとっては、「音声」が重要なコミュニケーション手段であり、点字だけでなく「音声」を入れてほしい。

（施策の方向性と主な取組への追加）

- ・企業や団体が行う講座への講師派遣に、手話だけでなく要約筆記を追加
- ・障害の特性に応じた介助者研修会の開催
- ・人工呼吸器装着のため失語した障害者向け介助員養成研修の実施
- ・視覚障害対応のガイド研修の実施
- ・福祉ガイドブック等に、点字版だけでなく音声版を発行、映像版に字幕を付与
- ・避難所生活に必要なコミュニケーション機器及び電源確保
- ・障害者が参加しやすい避難訓練の実施
- ・公共機関における手話通訳者の職員採用

⇒ 上記ご意見を踏まえた修正案は別紙 2-2 のとおり

〔愛知県障害者計画の今後のスケジュール〕

平成 29 年度

平成 29 年 11 月 28 日（火） 第 3 回愛知県障害者施策審議会専門部会
・文案等審議

平成 29 年 12 月 14 日（木） 第 2 回愛知県障害者施策審議会意見聴取

平成 30 年 1 月頃 愛知県社会福祉審議会意見聴取

平成 30 年 3 月 15 日（木） 第 3 回愛知県障害者施策審議会意見聴取

平成 30 年度

平成 30 年 6 月 平成 30 年度第 1 回 愛知県障害者施策審議会専門部会
・最終案作成

平成 30 年 7 月 愛知県障害者施策審議会及び愛知県社会福祉審議会意見聴取

平成 30 年 8 月 健康福祉ビジョン推進本部にて決定

《専門部会における主な意見》

- ・手話言語の獲得についての記載が加わったことはありがたいが、具体的にどうしていくのか、具体的な取組を入れてほしい。
- ・記載してある取組は、主なものなので、「その他必要な取組」といった付記が必要。
- ・行政職員には、障害のある職員を採用するなど、仕事を通して障害のある人と関わる機会を持ってもらいたい。

表 紙

愛知県障害者計画

あいち健康福祉ビジョン 2020

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」について

(29. 11. 28 障害者施策審議会専門部会のご意見を踏まえたもの)

平成 30 年〇月〇日 愛知県

趣 旨

- 人と人が暮らす社会では、自分の思いや気持ちを自由に伝えられること、そして相手の思いや気持ちを理解し、互いに意思や感情を伝え合うことなしに生活していくことはできません。障害の有無に関わらず、コミュニケーションは、社会を生きていくうえで欠くことができない重要なものです。
- ろう者が受け継ぎ発展させてきた手話は、独自の体系を持つひとつの「言語」です。また、難聴（中途失聴含む）、視覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害、ALS、高次脳機能障害等も、障害の特性に応じて築いてきたコミュニケーション手段があります。言語やそれぞれの手段を尊重することが必要です。
- 障害者権利条約を踏まえた障害者基本法では、手話が言語であることを定義し、意思疎通のための手段や情報取得または利用の手段についての選択の機会の拡大が図られることを旨としており、愛知県障害者差別解消推進条例においても、社会的障壁の除去に向けた取組が求められています。
- しかし、手話が「言語」であることに対する認識や、それぞれの障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し利用できる機会が十分であるとはいえず、手話、要約筆記、点字、音声を始め、様々な手段により意思疎通を図るための取組が求められています。
- さらに、相次ぐ大規模災害の際には、障害のある人への情報伝達についての課題が指摘されていますが、当地域においても、南海トラフ地震などの発生が危惧されており、大規模災害時における安全確保のためにも、障害の特性に応じたコミュニケーション手段について認識を深めることが重要です。
- このような状況を踏まえ、愛知県では、平成 28 年 10 月に「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」（以下、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」という）を制定しました。
- この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念を定め、その下に、県の責務、県民、事業者の役割、学校等の設置者の取組等を明らかにしています。
- 条例第 8 条では、障害者基本法に定める障害者計画に、条例の推進のための基本的な方針やそのために必要な事項について定めることとしております。本県の障害者計画として位置付けている「あいち健康福祉ビジョン 2020」の追補版として、条例に基づく今後の施策の方向性や主な取組について示すことといたしました。

方 針

- 日本語が言語であるように手話も言語であり、その背景や文化を尊重し、手話言語を獲得できる場や環境づくりに努めるとともに、全ての県民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認識し、その選択の機会の確保や利用機会の拡大が図られるよう進めていきます。
- 施策の策定、実施にあたっては、障害のある方や家族、支援者、関係団体など、手話を始めとする多様なコミュニケーションを実際に利用される方や支援される方のご意見を聞き、障害のある方に寄り添いながら進めていきます。
- また、身近な地域において取組が広がるよう、専門的・広域的な観点から市町村の取組を支援するなど市町村との連携を図るとともに、県民の皆様、事業者、教育関係者の皆様にも参画いただきながら、施策を策定、実施していきます。

施策の方向性と主な取組

- 啓発及び学習の機会の確保に関すること（条例第9条）

手話が言語であるという認識や、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用が、障害のある人に欠かせないものであるという認識を深めていくためには、障害やその多様性についての理解を促進していくことも重要です。

手話言語の普及の重要性や、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に対する理解を深め、広く障害やその多様性についての理解を深めることができるよう、県民、事業者、教育関係者、市町村等、様々な対象に応じた普及啓発を図ります。

さらに、市町村や関係団体と連携し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を学習する機会を確保するとともに、本県職員の手話を学ぶ機会を確保するよう努めます。

[主な取組]

- ・ リーフレットの作成
- ・ シンポジウムや講演会、体験会やワークショップ等の開催
- ・ 企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣
- ・ 障害の特性を学ぶ講座への講師の派遣
- ・ 障害の特性に応じた介助者研修会の開催

○ 人材の養成等に関すること（条例第 10 条）

手話や要約筆記、点字、音声等、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用する方が、地域社会で生活していくためには、それぞれの障害の特性を理解し、各コミュニケーション手段の技術を身につけた通訳者等の支援者が不可欠であり、増加する意思疎通支援へのニーズに対応できるよう、支援者の確保・定着を図る必要があります。

市町村及び関係団体と連携し、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員などの意思疎通支援者の育成を図るとともに、通訳業務の向上を図るため、地域・市町村間の情報共有を図っていきます。

[主な取組]

- ・ 手話通訳者養成研修の実施
- ・ 要約筆記者養成研修の実施
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の実施
- ・ 失語症向け意思疎通支援者等養成研修の実施
- ・ 市町村相互間の連絡調整事業の実施
- ・ 人工呼吸器装着のため失語した障害者向け介助員養成研修の実施
- ・ 視覚障害対応のガイド（誘導）研修の実施
- ・ 頸肩腕障害予防事業の実施

○ 情報の発信等に関すること（条例第 11 条）

障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用する方が、日常生活に必要な情報を得るためには、それぞれの特性に応じた多様な方法で、情報発信がされることが必要となります。特に災害発生時においては、正確な情報を適切に得られることが安全の確保に直結することから、その重要性は一層大きくなります。

障害のある方が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、点字や音声コード、音声版の作成、字幕付与、手話通訳者の配置など、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して情報を発信していきます。

さらに、災害その他非常の事態の場合に、必要な情報が取得できるよう、市町村その他関係機関との連携や家族及び支援者の協力を得ながら、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めます。

[主な取組]

- ・ 点字広報あいち、福祉ガイドブックの点字版や音声版の発行、映像版への字幕付与
- ・ 県が作成する各種リーフレット等に音声版や音声コードの添付
- ・ 障害福祉課における手話通訳者の設置
- ・ 愛知県広報番組における字幕付与、手話通訳者の配置
- ・ 聴覚障害者・発達障害者への筆談（文字や絵）対応
- ・ 避難所生活に必要なコミュニケーション機器及び電源確保
- ・ 障害者が参加し易い避難訓練の実施
- ・ 公共機関における手話通訳者の職員採用

○ 学校等の設置者の取組に関すること（第7条）

障害のある幼児児童生徒等が、日々生活していく上で必要な情報や、他者等と意思疎通を図るための手段を、獲得する機会があることが重要です。さらに、障害のある幼児児童生徒等の個々に合った適切な支援・指導を行うためには、教育に関わる教職員の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関するスキルアップが必要です。

このため、手話の利用を必要とする障害のある幼児児童生徒等が通う学校等の設置者は、手話言語の普及のための機会を提供するよう努めます。また、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする障害のある幼児児童生徒等が通う学校等の設置者は、教育に携わる教職員に対し、必要な知識及び技能の向上のための研修を行うよう努めます。

[主な取組]

- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いた授業の実施
- ・ 校内における教職員向けコミュニケーション手段に関する研修の実施
- ・ 校外における手話言語、コミュニケーション手段に関する研修への教職員の参加
- ・ 福祉実践教室
- ・ 出前授業の活用
- ・ 障害特性別にコミュニケーション手段を理解する研修
- ・ 障害の特性を学ぶ研修の実施
- ・ 障害のある児童・生徒・幼児並びに障害のある保護者への対応研修

条例の概要

(条例の紹介ページを1ページ置く。場所未定)

対象とするコミュニケーション手段

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置 等

※ 触覚を使った意思疎通とは、触れる手話（触手話）、指点字、手のひら書きなど

基本理念

- ・ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識のもとに普及や利用の促進を行うこと。
- ・ 手話が独自の体系を有する言語であり、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であることを認識して普及を行うこと。
- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認め、その選択の機会の確保と利用の拡大が図られること。

各主体の責務と役割及び取組

(県の責務)

総合的な施策の制定・実施。市町村と連携した施策の推進。

(県民の役割)

基本理念に対する理解を深めるとともに、県の施策に協力するよう努めること。

(事業者の役割)

コミュニケーション手段の利用促進のため、障害者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めること。

(学校等の設置者の取組)

障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する教職員の知識や技能の向上のための研修に努めること。

県の取組

◇ 啓発及び学習の機会の確保

手話言語の普及に関する啓発、市町村及び関係団体と協力し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発の実施及び学習の機会の確保

◇ 人材の養成等

市町村や関係団体と協力して支援者の養成等を実施

◇ 情報の発信等

市町村その他関係機関と連携して、災害時等における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備。

これまでの主な取組

(平成 28 年度)

- リーフレット (10 万部) ※リーフレット画像
- シンポジウムの開催 ※シンポジウムの画像

(平成 29 年度)

- リーフレット (50 万部) ※リーフレット画像
- 普及イベントの開催 ※イベントの画像
 - ・ 県庁向け手話体験講座 (8/1)
 - ・ 企業向け講座 (9/14,15)
 - 「知ってほしいな発達障害のこと～みんなちがってみんないい」
(ドロップスキャラバン隊 in 名古屋)
 - 「きこえない人・きこえにくい人を知ろう」
(特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会)
 - ・ 子ども・一般向け普及イベント (3/11)

※ ページレイアウトにより、途中にコラム・トピックス的に紹介 (1～2 ページ)

背表紙

画像

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置 等

※ 多様なコミュニケーション手段があることを、写真で紹介する。

第 5 期愛知県障害福祉計画について

○ 検討内容

- ・計画素案について（第 2 回専門部会におけるご意見と対応案について）

○ 検討結果

- ・本日の専門部会、12 月 14 日開催の第 2 回障害者施策審議会の意見を踏まえ、計画素案の取りまとめを行う。第 3 回障害者施策審議会で最終案を取りまとめ、3 月下旬に策定・公表する。

《専門部会における主な意見》

- ・条例を踏まえた取組について、県と市町村の温度差を感じる。市町村が単独で、条例の啓発を行うのは難しいので、県がリードしてもらいたい。
- ・手話言語の獲得について記載をしてもらいたい。
- ・障害者計画と第 5 期障害福祉計画が整合性のとれたものとなるように。